

土岐市立小学校及び中学校の就学区域を定める規則

昭和57年9月9日
教育委員会規則第10号

改正 平成2年10月9日教委規則第5号 平成14年4月18日教委規則第4号
平成19年12月14日教委規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)第5条第2項の規定により、就学予定者が就学すべき学校を指定する場合における指定の方法について定めることを目的とする。

(指定の方法)

第2条 就学予定者が就学すべき学校の指定は、就学予定者の保護者の住所地により行うこととし、別表のとおりとする。

(特例)

第3条 特別の事情により、指定された学校に就学することができないときは、当該就学予定者の保護者は、施行令第8条の規定により、当該指定の変更を教育委員会に申し立てることができる。

(委任)

第4条 この規則の施行についての必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年10月9日教委規則第5号)

この規則は、平成2年10月10日から施行する。

附 則(平成14年4月18日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月14日教委規則第7号)

この規則は、平成19年12月15日から施行する。

別表(第2条関係)

学校名	区域
土岐津小学校	土岐津町(ただし、高山字向田を除く。) 土岐口北町 土岐口中町 土岐口南町 御幸町 土岐ヶ丘 泉町久尻字土合の一部
下石小学校	下石町 下石阿庄町 下石陶史台 妻木町字西山の一部 妻木町字西井之口の一部
妻木小学校	妻木町(ただし、字西山及び字西井之口の一部を除く。) 妻木平成町
鶴里小学校	鶴里町
曾木小学校	曾木町
駄知小学校	駄知町 肥田町肥田字杉焼の一部
肥田小学校	肥田町(ただし、肥田字杉焼の一部を除く。) 肥田浅野梅ノ木町 肥田浅野笠神町 肥田浅野朝日町 肥田浅野矢落町 肥田浅野双葉町 肥田浅野元町
泉小学校	泉町大富 泉町定林寺 泉町河合 泉東窯町 泉中窯町 泉西窯町 泉寺田町 泉大島町 泉仲森町 泉森下町 泉島田町 泉梅ノ木町 泉北山町 泉神栄町 泉町久尻字向田 泉町久尻字本町 泉町久尻字中央町 泉町久尻字清戸 泉町久尻字金屋前 泉町久尻字西羽根 泉町久尻字横枕 泉町久尻字西本町 泉町久尻字更生町 泉町久尻字棚橋 泉町久尻字新土岐津東町 泉町久尻字新土岐津西町 泉町久尻字外垣戸 泉町久尻字丸藪 泉町久尻字間畝口 泉町久尻字元酒屋 泉町久尻字杉之本 土岐津町高山字向田
泉西小学校	泉町久尻(ただし、字土合の一部及び泉小学校の通学区域を除く。) 泉大坪町 泉岩畑町 泉郷町 泉寺下町 泉西原町 泉明治町 泉西山町 泉大沼町 泉池ノ上町 泉日ノ出町 泉が丘町

土岐津中学校	土岐津小学校の就学区域
西陵中学校	下石小学校の就学区域 妻木小学校の就学区域
濃南中学校	鶴里小学校の就学区域 曾木小学校の就学区域
駄知中学校	駄知小学校の就学区域
肥田中学校	肥田小学校の就学区域
泉中学校	泉小学校の就学区域 泉西小学校の就学区域

一部改正〔平成2年教委規則5号・14年4号・19年7号〕